

石川県公報

平成 23 年 7 月 26 日

第 1 2 4 1 0 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 安 委 員 会	
一般競争入札の落札者等	(管財課) 1	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6
保安林の指定施業要件の変更予定	(森林管理課) 1	年少射撃の認定のための講習会	8
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間	(水産課) 4	選挙管理委員会	
公 告		政治団体の届出の公表	8
大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 4	政治団体の届出事項の異動の届出の公表	8
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(同) 4	政治団体の解散の届出の公表	9
県営土地改良事業の工事完了公告	(経営対策課) 6	資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	9

告 示

石川県告示第308号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成23年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
教育用コンピュータ 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成23年7月8日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社 石川コンピュータ・センター
金沢市無量寺町八6番地1
- 落札金額
33,285,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成23年5月24日

石川県告示第309号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
七尾市熊淵町向山 1 から 6 まで、26、51、52の乙、53から55まで、61の 1 から61の 3 まで、62、63の 2、菅沢町堀切28の 2、28の 9、ヤドミケ平27の13
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
七尾市山崎町吉見ヶ上21、23の 1、24から26まで、29の 2、29の 3、31、33の 1 の 1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
七尾市山崎町栗谷43の 1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
七尾市東浜町角地畑37
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

七尾市山崎町吉見ヶ上23の1、24から26まで、29の2、29の3、31

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

七尾市佐々波町浜ノ角57の1、57の4、六万坊92

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

七尾市花園町甲19から23まで、27、34、36、45、115、116の1、116の2、117、118、119の1、119の2、山崎町岩ノ上40の2、41、42の1、57、58の1、58の2、59、60の1、61の2、61の3の1、62から64まで、吉見ヶ上1の1、1の2、2、3、5から7まで、8の1、8の2、10、11、12の1、12の2、13、15の甲、15の乙、16、17、21、23の1、25、26、27の1から27の3まで、29の1から29の3まで、30、31、33の1の1

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第310号

石川県漁業調整規則（昭和40年石川県規則第1号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成23年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

平成23年8月1日から同月11日まで

公 告**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン御経塚店
石川郡野々市町御経塚2丁目91番地
- 2 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）午前6時15分から午後8時まで
（変更後）午前6時から午後8時まで
- 3 変更する年月日
平成23年7月21日
- 4 変更する理由
近隣店舗と配送時間を合わせ配送計画の見直しを図るため
- 5 届出年月日
平成23年7月19日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市町産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成23年7月26日から同年11月28日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成23年11月28日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成23年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス辰口店
能美市三ツ屋町3番地1ほか14筆

- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称の変更
公告日 平成23年3月15日

- 3 市町村の意見の概要
市町村名 能美市
意見の概要 意見なし

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間
平成23年7月26日から同年8月26日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルピス野々市中央店
石川郡野々市町白山町438番地

- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称の変更
公告日 平成23年3月15日

- 3 市町村の意見の概要
市町村名 野々市町
意見の概要 意見なし

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間
平成23年7月26日から同年8月26日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢本店
石川郡野々市町野代2丁目11番地ほか53筆

- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成23年3月18日

- 3 市町村の意見の概要
市町村名 野々市町
意見の概要 意見なし

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間
平成23年7月26日から同年8月26日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

近岡ショッピングタウン

金沢市近岡町358 - 1 番ほか42筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成23年3月18日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成23年7月26日から同年8月26日まで

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成23年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業（ほ場整備）	吉岡地区	平成23年3月30日
中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）	〃	〃
県営土地改良総合整備事業（農道整備）	南大海地区	平成22年12月20日
県営土地改良総合整備事業（暗渠排水）	〃	〃

公安委員会

石川県公安委員会告示第80号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月26日

石川県公安委員会

別表第10（自転車の歩道通行可）松任警察署管内の表に次のように加える。

70	市道	白山市倉光9丁目46番地1先から 白山市三浦町170番地1先まで（西側）	終日	約1,400 メートル
71	市道	白山市倉光9丁目4番地先から 白山市三浦町167番地1先まで（東側）	終日	約1,400 メートル
72	市道	白山市中成二丁目138番地先から 白山市北成町59番地先まで（西側）	終日	約800 メートル
73	市道	白山市中成二丁目136番地先から 白山市北成町84番地先まで（東側）	終日	約800 メートル
74	市道	白山市北安田町299番地1先から 白山市相木町349番地先まで（北側）	終日	約1,200 メートル

75	市 道	白山市北安田町298番地 1 先から 白山市相木町347番地先まで (南側)	終 日	約 1,200 メートル
76	市 道	白山市相木町342番地先から 白山市相木町515番地 1 先まで (西側)	終 日	約 300 メートル
77	市 道	白山市相木町315番地先から 白山市相木町299番地 1 先まで (東側)	終 日	約 300 メートル
78	市 道	白山市千代野東 5 丁目11番地 4 先から 白山市相木町168番地先まで (北側)	終 日	約 2,200 メートル
79	市 道	白山市千代野東 5 丁目 6 番地 7 先から 白山市相木町165番地先まで (南側)	終 日	約 2,200 メートル
80	町 道 ・ 市 道	石川郡野々市町二日市町12街区 4 番先から 白山市田中町119番地先まで (海側)	終 日	約 1,600 メートル
81	町 道 ・ 市 道	石川郡野々市町二日市町13街区 1 番 1 先から 白山市田中町123番地10先まで (山側)	終 日	約 1,600 メートル
82	町 道	石川郡野々市町二日市町 8 街区 1 番 1 先から 石川郡野々市町郷町122街区 1 番先まで (海側)	終 日	約 1,600 メートル
83	町 道	石川郡野々市町二日市町 9 街区 1 番 1 先から 石川郡野々市町郷町121街区 1 番先まで (山側)	終 日	約 1,550 メートル

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

53	国 道 8 号 (海側側道)	金沢市西都 1 丁目32番地先から 金沢市西都 1 丁目40番地先まで (藤江町方向から西念交差点に 至る方向)	約 50メートル	2	終日	道路の左端から数えて 1 番目の車両通行帯は 左折・直進及び右折、 2 番目の通行帯は右折
----	-------------------	---	----------	---	----	--

別表第18 (駐車禁止) 松任警察署管内の表に次のように加える。

277	市 道	白山市倉光 9 丁目46番地 1 先から 白山市三浦町170番地 1 先まで	約 1,400 メートル	終 日	車 両
278	市 道	白山市中成二丁目138番地先から 白山市新成一丁目353番地先まで	約 350 メートル	終 日	車 両
279	市 道	白山市北安田町299番地 1 先から 白山市相木町349番地先まで	約 1,200 メートル	終 日	車 両
280	市 道	白山市相木町342番地先から 白山市相木町515番地 1 先まで	約 300 メートル	終 日	車 両
281	市 道	白山市中成二丁目34番地先から 白山市相木町168番地先まで	約 650 メートル	終 日	車 両
282	町 道	石川郡野々市町二日市町12街区 4 番先から 石川郡野々市町郷町16街区 7 番先まで	約 1,400 メートル	終 日	車 両
283	町 道	石川郡野々市町二日市町 8 街区 1 番 1 先から 石川郡野々市町郷町122街区 1 番先まで	約 1,600 メートル	終 日	車 両

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表995、996の項を次のように改める。

995	削	除
996	削	除

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 金沢東警察署管内の表24の項を次のように改める。

24	削	除
----	---	---

年少射撃の認定のための講習会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14の規定による年少射撃資格認定のための講習会を次のとおり開催します。

平成23年7月26日

石川 県 公 安 委 員 会

1 講習会開催の日時及び場所

(1) 開催日時

平成23年8月18日（木）午前9時30分から午後4時まで

(2) 開催場所

金沢市鞍月1丁目1番地

警察本部庁舎 3階 302会議室

(3) 受講定員

10名

2 講習会の受講申込み及び手数料

(1) 受講希望者は、平成23年7月28日（木）から8月9日（火）までの間に、住所地を管轄する警察署へ年少射撃資格講習受講申込書2通、写真2枚と受講手数料を添えてお申し込み下さい。

(2) 手数料は、石川県証紙で、9,700円です。

3 講習会の内容と時間

講習会は、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用方法についての講習を行い、終了後の考査を含め合計5時間かかります。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成23年7月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
清風金沢	小阪栄進	喜多浩一	金沢市広坂1-1-1	平成23年6月15日
日本弁護士政治連盟石川県支部	今井覚	小堀秀行	金沢市大手町15番15号	平成23年6月27日

石川県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党津幡町支部	主たる事務所 の所在地	河北郡津幡町庄へ36- 2	河北郡津幡町川尻力 164番地	平成23年6月3日
	代表者	焼田宏明	桜川剛	

	会計責任者	東 田 徹	多 賀 吉 一	
自由民主党石川県支部連合会	代表者	岡 田 直 樹	北 村 茂 男	平成23年6月16日
	会計責任者	米 田 昭 夫	中 村 勲	
社会民主党石川県連合	代表者	盛 本 芳 久	宮 下 登 詩 子	平成23年6月29日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
谷 本 正 憲 石 川 県 造 園 緑 化 建 設 協 会 後 援 会	会計責任者	松 村 昭 一	立 花 栄 志	平成23年6月1日
正 山 会	主たる事務所の所在地	白山市美川中町ソ36 - 1	白山市辰巳町75番地4	平成23年6月1日
日本薬業政治連盟石川県支部	代表者	松 井 秀 太 郎	安 藤 謙 治	平成23年6月15日
	会計責任者	長 谷 隆 司	駒 屋 陽 一	

石川県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	解散届受理年月日
自由民主党石川県河北郡第三支部	平成23年6月8日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
す ず の 会	平成23年6月1日
市 政 刷 新 の 会	平成23年6月15日
大 畑 豊 後 援 会	平成23年6月23日
滝 川 正 美 智 後 援 会	平成23年6月29日
滝 川 正 美 智 を 育 て る 会	平成23年6月29日
保育推進連盟金沢地区会山出保後援会	平成23年6月30日

石川県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
米 光 正 次	石川 県 議 会 議 員	正 山 会	主たる事務所の所在地	白山市美川町ソ36 - 1	白山市辰巳町75番地4	平成23年 6月1日

